

1. 脆弱性評価の指針の趣旨

- ・脆弱性評価とは、我が国を大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価するいわば国土の健康診断であり、効率的・効果的な国土強靭化を進める上で必要不可欠なプロセス
- ・脆弱性評価は、各府省庁の協力を得て国土強靭化推進本部が実施することになっており、各府省庁にその指針を示す必要があることから推進本部で決定するもの(法律で規定)

2. 指針で記載している事項

A. 基本的事項

(1)評価の方法等と時期

①評価の方法等

- ・国土強靭化に関する「施策分野」毎に評価
- ・「起こってはならない事態」を設定し、これに対する施策について横断的な評価
- ・投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源についても評価
- ・施策の進捗を把握するため、出来る限り定量的に評価を実施

②評価を行う時期：本指針に従い平成26年3月末を目途に実施

(2)評価の前提となる事項

①対象とするリスク：大規模自然災害

②事前に備えるべき目標

- 1)最大限の人命保護、2)迅速な救助・救急、医療活動等、3)行政機能の確保、
4)情報通信機能の確保、5)経済活動の機能不全の防止 等

③施策分野：12の個別施策分野と3の横断的分野

行政機能/警察・消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、
産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用(国土利用)

横断的分野：リスク・コミュニケーション、老朽化対策、研究開発

④起こってはならない事態

別紙の45の事態を「起こってはならない事態」として設定(その事態を回避するための施策群が「プログラム」)

B. 評価の実施手順

(1)起こってはならない事態を回避するための施策及び進捗を把握するための指標の設定

(各府省庁)

(2)脆弱性の分析

(各府省庁、国土強靭化推進本部)

(3)脆弱性の総合的な評価及び公表

(国土強靭化推進本部)

C. 脆弱性評価の今後の課題

- ・地方公共団体や民間事業者等が独自に行っている取り組み等の取り込み

- ・精緻なリスクシナリオに基づく脆弱性評価へと進化させる必要

プログラムにより回避すべき起こってはならない事態一覧

基本目標

I. 人命の保護が最大限図られる

II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

IV. 迅速な復旧復興

| 事前に備えるべき目標 | プログラムにより回避すべき起こってはならない事態 |
|--|---|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | 1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 |
| | 1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 |
| | 1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | 1-5)大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 |
| | 1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む) | 2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | 2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | 2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足 |
| | 2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | 2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1)矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 |
| | 3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 |
| | 3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全 |
| | 3-4)地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| | 4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態 |
| | 4-3)テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |

| 事前に備えるべき目標 | プログラムにより回避すべき起こってはならない事態 |
|---|---|
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない | 5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |
| | 5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| | 5-3)コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | 5-4)海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 |
| | 5-5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止 |
| | 5-6)複数空港の同時被災 |
| | 5-7)金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 |
| | 5-8)食料等の安定供給の停滞 |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1)電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 |
| | 6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | 6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 6-4)地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | 6-5)異常渇水等により用水の供給の途絶 |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1)市街地での大規模火災の発生 |
| | 7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生 |
| | 7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | 7-4)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | 7-5)有害物質の大規模拡散・流出 |
| | 7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| | 7-7)風評被害等による国家経済等への甚大な影響 |
| 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-4)新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-5)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

「脆弱性評価の指針」のスパイラルアップ

▶ 新たに施策の達成度の把握及び進捗管理を行うことにより、より詳細な評価が可能

| | 平成25年4月指針 | 平成25年12月指針 |
|---------|--|---|
| リスク | 自然災害全般 / 規模や発生場所等を特定せず | 同左 |
| リスクシナリオ | 45の起こってはならない事態 | 同左 |
| 評価の対象 | 各府省庁が実施している施策の有無で評価を実施 | 各府省庁が実施している施策の有無及びその達成度も含め評価を実施 |
| 進捗管理 | 実施せず | <p>【個別施策毎の管理】(個別指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プログラムの個別施策毎に指標を設定し、個別施策の達成度の把握、進捗管理 <p>【プログラム毎の管理】(代表指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラム毎に個別指標から代表的な指標を抽出し、プログラム毎の達成度イメージの把握、進捗管理 <p>【全体の管理】(プログラム進捗指数等)</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラム毎に当該プログラムに含まれる全ての個別指標を合成した進捗指数により、全体の進捗を管理(指標の絶対値ではなく変化が有意) |
| 特徴 | 我が国の施策全体を俯瞰することができ、不十分な部分を特定することができるが、施策の進捗管理ができない | 施策全体を俯瞰し、不十分な部分を特定できることに加え、指標等の設定により、現状の達成度の把握及び個別施策毎、プログラム毎の進捗を管理できる |

指標の活用による進捗管理のイメージ

